

# あいちA I・ロボティクス連携共同研究会における A I チャットボットサービス公募型企画提案実施要領

## 1 趣旨

愛知県では、県内市町村における業務効率化を推進する上で必要となるA I・ロボティクスを活用したシステムについて、低コストで効率的に導入、利用するため、あいちA I・ロボティクス連携共同研究会（以下「研究会」という。）を設置している。

また、住民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的として、研究会にA I チャットボットサービス共同利用推進部会（以下「部会」という。）を設置している。

本件は、本部会において、共同利用に参加する市町村（以下「参加団体」という。）がA I チャットボットサービスの整備及び運営管理の全面的な支援業務を遂行するための企画提案（以下「提案書」という。）を求めるものである。

## 2 提案の審査及び契約の方法

公募により、一定の参加資格を有する者から業務内容等に関する提案を受け、「A I チャットボットサービス選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案書及びプレゼンテーションによる審査を行い、評価点の高い者から順に内定者（優先交渉者）を決定する。

内定者は、提案の内容について部会及び参加団体と協議・調整を行い、合意が得られた1者と各参加団体との間で個別に契約を締結する。

## 3 業務内容等

- (1) 業務名  
A I チャットボットサービス構築・運用保守業務
- (2) 契約期間  
契約締結日から令和10年3月31日まで
- (3) 業務の仕様  
別添1「A I チャットボットサービス構築・運用保守業務 仕様書」のとおり
- (4) 想定される参加団体及び応募数  
別添2「想定される参加団体及び応募数」のとおり

## 4 企画提案参加資格

次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しないこと。
- (2) 提案書の提出期限において、愛知県を含む部会に参画する団体が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 提案書の提出期限において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (6) 提案書の提出期限において、愛知県入札参加資格者名簿（令和8・9年度）の大分類「03. 役務の提供等」のうち中分類「08. コンピュータサービス」に登録されている者又は同等の資格者として部会が事前に認めた者であること。

## 5 企画提案への参加表明

企画提案の参加を希望する者は、以下により様式1「企画提案参加表明書」を電子メールにより提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月3日（金）午後5時

(2) 提出先

「11 連絡先」のとおり

※ 到達の確実を期するため、電子メール送信後、電話にて連絡すること。

(3) その他

ア 参加資格審査結果は、令和8年7月13日（月）までに電子メールにより通知する。

イ 企画提案参加表明書提出後に提案を辞退する場合は、提案書の提出期限までに様式2「辞退届」を電子メールにより提出すること。

## 6 質問事項の受付及び回答

本件に関する質問がある場合は、以下により様式3「質問書」を電子メールにより提出すること。なお、電話等による質問は、簡易なものを除き応じない。

(1) 提出期限

令和8年6月22日（月）午後5時

(2) 提出先

「11 連絡先」のとおり

(3) 質問に対する回答方法

全ての質問に対する回答をとりまとめたうえで、令和8年6月26日（金）までに全質問者に対して電子メールにより回答する。

(4) その他

提出期限後の質問、参加資格を有しない者からの質問及び指定した方法以外の質問は一切受け付けない。

## 7 提案書の提出及び作成内容等

1者1提案とし、別添3「提案評価項目」の評価要素の項目に沿った章立てとすること。

日本語で簡潔明瞭に、専門知識がないものにも分かりやすい表現で作成すること。

専門用語、略語等については、提案書の末尾にアルファベット、五十音の順に用語の意味を簡潔にまとめた用語集を掲載すること。

(1) 提案書の形式

A4（縦横は問わない）とし、華美にしないこと。

図表等の資料を含めて合計20ページ以内とする。ただし、表紙・目次は除く。

(2) 提出先

「11 連絡先」のとおり

(3) 提出方法

提案書及び様式4「A I チャットボットサービス共同利用 料金体系表」を電子メールにより提出すること。提出期限に到着しない場合は失格とする。なお、電子メール送信後、電話にて連絡すること。

(4) 提出期限

令和8年7月21日（火）午後5時

(5) その他

提出後の提案書及び様式4「A I チャットボットサービス共同利用 料金体系表」の追加・修正・差し替えは一切認めない。

## 8 内定者の選定

提出された提案書をもとに、「あいちA I・ロボティクス連携共同研究会におけるA I チャットボットサービス公募型企画提案選定要領」（非公開）のとおり実施する。

- (1) 一次審査
  - ア 提案書の書面審査を行う。  
なお、提案書の提出者が3者以下の場合には、一次審査は実施しない。
  - イ 一次審査の結果をもとに、上位3者を一次審査通過者とし、4位以下の事業者は落選とする。
- (2) 二次審査
  - ア 一次審査通過者に対して、プレゼンテーション評価を実施する。
  - イ 実施日は、令和8年8月上中旬頃とし、Web会議（オンライン）で行うものとする。  
なお、詳細については、別途通知する。
  - ウ 審査時間は質疑を含め40分程度とする。
  - エ プレゼンテーションは、提出した提案書に基づいて行うものとし、追加資料の使用は認めない。ただし、制限時間の範囲内で、提案するサービスに関する操作等のデモンストラーションの実施を認める。

## 9 審査結果等の通知

- (1) 時期  
一次審査結果は令和8年7月31日（金）までに、二次審査結果は令和8年8月中下旬に電子メールにより通知する。
- (2) 失格  
以下の項目に該当する者は失格とし、随時その旨を通知するものとする。
  - ア 4に掲げる企画提案参加資格を満たしていないと判断される場合
  - イ 7に掲げる提案書の提出及び作成内容等の内容を満たしていないと判断される場合
  - ウ 虚偽の記載、他の提案者の妨害、他人の提案の代理をするなどの不正行為があったと認められた場合
- (3) その他  
審査結果に関する質問は一切受け付けない。

## 10 その他

- (1) 守秘義務  
本案件について、部会事務局から提供を受けた文書及び知り得た情報を、第三者に漏らすことを禁ずるとともに、本提案以外の目的に使用してはならない。
- (2) 経費の負担  
提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 提出書類  
提出された書類は、返却しないものとする。  
提出された書類は、本業務内定者の選定の用途以外には利用しない。ただし、行政文書の開示請求があった場合は別途協議する。
- (4) 留意事項  
本提案の審査はサービス提供事業者内定のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約の際には、部会及び参加団体と内定者が協議・調整を行い、双方合意に至った場合に参加団体と個別で契約を締結するものとする。  
なお、内定者との協議・調整が不調に終わった場合は、次点以降の者と順次、契約締結について協議・調整を行う。

## 11 連絡先

あいちAI・ロボティクス連携共同研究会  
AIチャットボットサービス共同利用推進部会事務局  
(愛知県総務局総務部デジタル戦略課 地域デジタル化推進グループ)  
住所 〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1-2

電話 052-954-6113 (担当 三井、鈴木)  
電子メール chiiki-joho@pref.aichi.lg.jp

<参考>

- 別添1 AIチャットボットサービス構築・運用保守業務仕様書
- 別添2 想定される参加団体及び応募数
- 別添3 あいちAI・ロボティクス連携共同研究会AIチャットボットサービス 提案評価項目
- 様式1 企画提案参加表明書
- 様式2 辞退届
- 様式3 質問書
- 様式4 AIチャットボットサービス共同利用 料金体系表

スケジュール (案)

令和8年6月15日 (月)	公募開始、参加表明及び質問事項の受付開始
令和8年6月22日 (月)	質問事項の受付締切
令和8年6月26日 (金)	質問に対する回答の送付
令和8年7月3日 (金)	参加表明書の提出締切
令和8年7月13日 (月)	参加資格審査結果の通知
令和8年7月21日 (火)	提案書提出締切
令和8年7月31日 (金)	一次審査結果の通知及び二次審査の案内
令和8年8月上中旬	二次審査 (プレゼンテーション評価)
令和8年8月中下旬	審査結果の通知・公表
令和8年10月以降	契約交渉開始